

国民年金保険料に関するお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111 (126)

■国民年金保険料の納付わすれはありますか？

令和2年度(令和2年4月分から令和3年3月分まで)の国民年金保険料は、月額**16,540円**です。付加年金に加入している場合は、月額400円の保険料が上乗せされます。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な「口座振替」もあります。

■保険料免除・納付猶予制度について

国民年金制度には、所得が少なく保険料を納められない場合に保険料免除・納付猶予制度があります。保険料を未納のままにしていると、将来の年金(老齢年金)だけでなく、障害や死亡といった不測の事態が生じた時に、障害年金や遺族年金等が受けられなくなる場合があります。

●保険料免除

所得が一定基準より少ない方、失業など経済的な理由で保険料を納付することが困難な方は、申請して承認されれば免除される制度です。

免除制度には、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。また、ご出産の予定がある方を対象とした免除制度があります。

●納付猶予制度

本人と配偶者の所得が一定額以下の50歳未満の方は、申請により保険料を後から納付することができます。また、学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、申請により納付を猶予されます。

納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって保険料を納付することができます。(経過期間に応じた加算額が上乗せされます)

【申請及びお問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121
住民環境課 年金係 ☎099-476-1111 (内線126)



全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

問 住民環境課 窓口係
☎476-1111 (125・163)

学校におけるいじめや家庭内における虐待等の事案は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、以下のとおり専用相談電話「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

相談内容は、いじめ、体罰、虐待など内容は問いません。また、相談には法務局職員または人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。

- 実施機関 ・鹿児島地方法務局 ・鹿児島県人権擁護委員連合会
- 実施日時 (1) 期間 令和2年8月28日(金曜日)から9月3日(木曜日)まで
(2) 時間 平日 午前8時30分から午後7時まで
土・日曜日 午前10時から午後5時まで
- 電話番号(子どもの人権110番) ☎0120-007-110 (全国共通・無料)

【お問い合わせ先】 鹿児島地方法務局人権擁護課 ☎099-259-0684